

平成24年(第7回) 9月議会定例会



平成24年9月議会定例会は、9月11日から24日の日程で開かれました。一般質問は13日と14日の2日間行われ、6人の議員が村政の重要な課題等について村側の考えを質しました。議案審議は24日に行われ、提出された追加議案を含む18議案は全て原案どおり可決されました。

今議会で可決された議案等の概要

(紙面の都合で内容は一部省略しています)

平成24年度 一般会計補正予算

5億6385万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億4138万2千円とするものです。

平成24年度 介護保険特別会計補正予算

2964万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2169万4千円とするものです。

平成24年度 簡易水道事業特別会計補正予算

76万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4085万円とするものです。

平成24年度 後期高齢者医療特別会計補正予算

2239万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3153万6千円とするものです。

平成23年度 一般会計歳入歳出決算認定

平成23年度国民健康保険 特別会計歳入歳出決算認定

平成23年度簡易水道事業 特別会計歳入歳出決算認定

平成23年度農業集落排水事業 特別会計歳入歳出決算認定

平成23年度介護保険 特別会計歳入歳出決算認定

平成23年度後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算認定

飯舘村東日本大震災復興交付金基金条例

東日本大震災復興特別区域法に基づき復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため設置するものです。

復興産業集積区域における村税の特例に関する条例

復興推進計画の認定の日から平成28年3月31日までに対象施設を新設・増設した事業者に、課税免除をするものです。

飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例

復興産業集積区域における村税の課税免除に関する改正です。

飯舘村介護保険給付準備基金設置条例の一部を改正する条例

保険料率の増加の抑制を図るための財源に充てるものです。

飯舘村災害対策本部条例の一部を改正する条例

災害対策基本法の一部改正に伴う改正です。

飯舘村過疎地域自立促進計画の変更について

変更内容は、「農地・水・環境保全向上対策事業」の増加分と「高機能消防指令施設整備事業」の追加です。

追加議案

平成24年度一般会計補正予算 543万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億4681万7千円としました。

村長村政報告

(紙面の都合で内容は一部省略しています)

避難区域見直し・賠償について

従来の計画的避難区域から避難指示解除準備・居住制限・帰還困難の3区域に再編するため、3月に国から案が示されました。村では4月から方部懇談会を行い、意見や要望の集約に努め、国との協議を重ねてきました。その結果、帰還時期をあらかじめ行政区で設定すれば、3年一括、4年一括で賠償を受けることが可能になりました。これらの協議を経て、去る7月17日午前0時をもって区域が3区分に改められたところです。

区域の見直しに伴い、新たな賠償基準も示されました。今回示された基準は精神的賠償・土地や建物等の財物賠償・家財賠償・営業損害の4種類です。

今後も、被災者である村民の声を国に届けながら賠償の改善に向けて働きかけます。

村民の声ネットワークシステム

総務省の補助金を受け「村民の

声ネットワークシステム」を導入し、避難前の全世帯を対象として情報タブレット端末の配布を行いました。8月末現在で2483台、約90%の配布を終えています。

今後も情報の更新や内容の充実を図りながら、避難生活の支援となるよう努めます。

防犯関係

7月17日に避難区域の再編に合わせ、県警・南相馬警察署・「いいたて全村見守り隊」が合同防犯パトロールを実施しました。今後もより効果的なパトロールに努めていきたいと考えています。

税関係

減免を除いた課税額は、個人村民税が4153万円、国保税が25万円、介護保険料が31万円、後期高齢者医療保険料は全件減免で課税額なしです。

内部被ばく検査・甲状腺検査

8月1日から村独自にホールボディカウンタによる内部被ばく検

リスクコミュニケーション

7月30・31日には、幼稚園・小学校・中学校の教員を対象に、8月22日には、保健師・訪問看護師・栄養士・生活支援相談員などを対象にした「リスクコミュニケーション養成研修会」を実施しました。

査と甲状腺検査を秀公会あづま脳神経外科病院で開始しました。足の確保が難しい相馬方部については、患者バスを利用して送迎を行っています。

除染関係

今後は、様々な場面でリスクコミュニケーションを実施するとともに、リスクコミュニケーションの発行などで、放射線の知識や対処法などについて分かりやすく学べるようにしていきます。

先行除染事業は、大師堂東半分及び村内8事業所、「きこり」「まごころ」の公共施設、長泥地区のコミュニティセンターと民家2戸について、10月20日までを工期として、除染作業を実施しています。除染結果については11月中旬に公表される予定です。

次に、農水省による農地除染モデル実証事業は、「向押地区」「小宮地区」「長泥地区」で10月末までの工期を目指して除染作業を実施しています。

また、「向押地区」及び「小宮地区」の2カ所で、農水省が除染後の水田にそれぞれ30アールの水稲の試験作付けを実施しています。「向押地区」では、水稲の試験栽培と併せて、露地及びパイプハウスによるキュウリ・ミニトマト・ブロッコリー・ホウレン草・コマツナなどの野菜を作付し、放射性セ



▲リスクコミュニケーション養成研修会のようす